簡　易　ガ　ス　選　択　約　款

（家庭用ガス暖房システム契約）

該当地点群名　　祝　田　団　地

令和４年５月１日実施

釜石瓦斯株式会社

目　　次

１．目　　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．選択約款の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３．用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４．適用条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
５．契約の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
６．使用量の算定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
７．料　　金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
８．単位料金の調整　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
９．そ の 他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

附　　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
別　　表
第１．家庭用ガス暖房システム契約に適用する料金表　・・・・・・　５

家庭用ガス暖房システム選択約款

１．目　的

この選択約款は、簡易ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営を以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

２．選択約款の変更

（１）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（３）及び（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（２）お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

（３）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

（４）この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のこの選択約款に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面に交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

３．用語の定義

（１）「家庭用ガス暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器もしくは温水機器によって作られた温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。

（ 燃焼機器もしくは温水機器とは、床暖房システム・ファンヒーター・浴室乾燥機等の暖房器をいいます。）

（２）「専用住宅」とは、居住の目的だけで建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

（３）「冬　期」とは、１２月から４月までをいい、「その他期」とは、５月から１１月までをいいます。

（４）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（５）「単位料金」とは、８に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

（６）「基本料金（税込）」、「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第６３条の２の規定に基づき記載するものです。

（７）「基本料金（税抜）」、「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

４．適用条件

お客さまが、厨房および給湯等でガスを使用し、新たにガス暖房システム機器を設置し、専用住宅又は併用住宅で使用されるお客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

５．契約の締結

（１）お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた家庭用ガス暖房システム契約をしていただきます。

（２）契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２か月目の検針日までといたします。

② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の検針日までといたします。

ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了時の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、１２か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

（３）当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたお客さまが同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日又は一般契約への変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

ただし、解約又はガス小売供給約款への変更が設備の変更又は建物の増改築のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

６．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

７．料　　金

（１）お客さまは、お支払いの時期により、（２）に定める早収料金又は（２）に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。

（２）当社は、料金のお支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して２０日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金経過後にお支払いが行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

（３）当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（４）当社は、家庭用ガス暖房システム契約には、別表の料金表（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は８の規定により調整単位料金（税抜）を算定した場合は、その調整単位料金（税抜）を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

８．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第１の各料金表の各基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金（税抜）を算定いたします。

この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金（税抜）を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金（税抜）の適用基準は、別表第１のとおりといたします。

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1 立方メートル当たり)

＝ 基準単位料金（税抜）＋ ０．２１５円 × 原料価格変動額 ／ １００円

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1 立方メートル当たり)

＝ 基準単位料金（税抜）－ ０．２１５円 × 原料価格変動額 ／ １００円

（備　　考）

上記、イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切捨て。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

８２，６６０円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表１の３（２）に定められた各３か月間における円建て貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格(算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。)を平均原料価格と致します。

尚、平均原料価格は、当社の本社事務所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　　式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 ＝ 平均原料価格 － 基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 ＝ 基準平均原料価格 － 平均原料価格

９．その他

その他の事項については、該当地点群のガス小売供給約款を適用いたします。

附　則

１．この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和４年５月１日から実施いたします。

（別　表）

第１．家庭用ガス暖房システム契約に適用する料金表

１．適　　用

家庭用ガス暖房システム契約に適用いたします。

２．適用区分

料金表　　家庭用ガス暖房システム契約に適用いたします。

３．早収料金の算定方法

（１）早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は８の規定により調整単位料金（税抜）を算定した場合は、その調整単位料金（税抜）に使用量を乗じて算定いたします。

（２）契約期間は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いた

します。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

４．料　金　表

（１）基本料金

その他期	０㎥から８㎥まで	８４１．４１円(税抜)	９２５．５５１０円(税込)
	８㎥を超えるもの	１，２１８．８５円(税抜)	１，３４０．７３５０円(税込)
冬　　期	０㎥から８㎥まで	８４１．４１円(税抜)	９２５．５５１０円(税込)
	８㎥を超え２０㎥まで	１，２１８．８５円(税抜)	１，３４０．７３５０円(税込)
	２０㎥を超えるもの	３，４０８．４５円(税抜)	３，７４９．２９５０円(税込)

（２）基準単位料金

その他期	０㎥から８㎥まで	４１９．８０円(税抜)	４６１．７８００円(税込)
	８㎥を超えるもの	３７２．６２円(税抜)	４０９．８８２０円(税込)
冬　　期	０㎥から８㎥まで	４１９．８０円(税抜)	４６１．７８００円(税込)
	８㎥を超え２０㎥まで	３７２．６２円(税抜)	４０９．８８２０円(税込)
	２０㎥を超えるもの	２６３．１４円(税抜)	２８９．４５４０円(税込)

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金(税抜)を基に８の規定により算定した 1 立方メートル当りの単位料金といたします。